ミャンマー知的財産制度の現地調査の概要報告 (第2回)

(日弁連知的財産センター・弁護士知財ネット合同調査)

日弁連知的財産センター 弁護士知財ネット

目 次

第1章 調査の概要

- 1 緒言
- 2 本訪問調査の概要
- 3 主な訪問先の紹介
 - (1) 最高裁長官 表敬訪問(弁護士矢部耕三)
 - (2) ヤンゴン管区東地方裁判所訪問 (弁護士村田真一、弁護士高橋 淳)
 - (3) 法務長官府訪問(弁護士矢部耕三)
 - (4) 科学技術省〔副大臣〕表敬訪問 (弁護士矢部耕三)

《以上、4月号》

第2章 個別報告

- 1 ワークショップ等の紹介及び解説
 - (1) 最高裁とのワークショップ報告 (弁護士三村量一、弁護士木村耕太郎、弁護士小野寺良文)
 - (2) 科学技術省とのワークショップ報告 (弁護士小松陽一郎、弁護士星 大介、弁護士古庄俊哉)

《以上、本号》

- 2 ミャンマー税関における水際の現状と将来(弁護士田中 雅敏)
- 3 日本企業の進出サポート
 - (1) JETROミャンマーオフィスのサポート態勢等(弁護士重富貴光)
 - (2) JICAミャンマーオフィスのサポート態勢等 (弁護士松井真一、弁護士山本 匡、弁護士長谷川良和)
 - (3) ミャンマー進出企業の視点より(弁護士三尾美枝子)

第3章 総 括

- 1 ミャンマーの知財関連法案の概要と最新状況(熊谷健一教授)
- 2 日本政府としての今後の取組みの方向性(熊谷健一教授)
- 3 弁護士知財ネットとしての今後の取組み(弁護士小松陽一郎)
- 4 日弁連知財センターとしての今後の取組み(弁護士宮川美津子)

《以上が6月号予定》

第2章 個別報告

1 ワークショップ等の紹介及び解説

(1) 最高裁とのワークショップ報告

(弁護士三村量一、弁護士木村耕太郎、弁護士小野寺良文)

本年2月11日、首都ネピドー市内のパークロイヤルホテルにおいて、ミャンマー連邦最高 裁判所(以下単に「最高裁判所」などという)、日弁連、およびJICAの共催による「知財紛 争の解決に関するワークショップ」が開催された。

ワークショップは午前9時から午後5時近くまで丸一日かけて行われたが、内容が盛りだくさんで中身が濃く、時間はむしろ足りない程であった。

ミャンマー側は、最高裁判所のスタッフのみならず、科学技術省幹部、税関幹部、警察幹部、知財を扱う弁護士、権利者団体等が大勢出席し、ミャンマーの知財関係者がこれほど一堂に集うのは、あまり例がないということであった。

最高裁事務総長エイ・エイ・チッ・テ女史(Daw Aye Aye Kyi Thet)、日弁連側の訪問団長である宮川美津子弁護士からの開会挨拶の後、最高裁国際関係調査局長ティン・ヌウェ・ソウ女史(Daw Tin Nwe Soe)から、「新しい知的財産法に向けた司法計画の概要」と題して発表が行われた。それによると、2011年から2015年の知財関係訴訟の総件数は、以下の表のとおりである。

地域	刑事事件	民事事件
ヤンゴン	20	9
マンダレー	11	1
合計	31	10

民事・刑事合わせても訴訟件数はかなり少ないが、他の東南アジア諸国と同様、民事事件よりも刑事事件が多いことが窺われる¹。あるべき統計の取り方、刑事事件における量刑の考え方等についてミャンマー側から問題提起がされたが、時間の制約上、残念ながら十分な議論はできなかった。

その後、小野寺弁護士から「知財および知財関係紛争の解決」と題して、日本の知財訴訟 における典型的な攻撃防御や、典型的な証拠について説明がなされた。

午後に入って、まず三村弁護士から「裁判官は如何にして技術上の専門的知見を得るか」と題して、日本の知財訴訟における調査官および専門委員について、その役割と仕事ぶり、人数と配置、そもそもどのような人が調査官および専門委員に選任されるのかといったことを含め、元裁判官ならではの具体的な説明がなされた。また、裁判官一般や知財訴訟担当の裁判官について、知財分野の専門知識や技術的知識を習得するために、どのような規模でどのような内容の研修制度が設けられているのかという点についても説明がなされた。

次いで、木村弁護士から「日本の知財訴訟における管轄の効率的な分配」と題して、主に、 わが国の知財訴訟における地理的管轄の分配の問題について説明がなされた。民事訴訟法の 平成15年改正によって、特許権等の技術的知見を要する知的財産権の侵害訴訟は東京地裁お

_

¹ 特許・商標などの権利別の統計は存在しないようであり、また上記数字がどの審級のレベルなのか、新受件数なのか終結件数なのかは不明である。